

別表2

(1) 施設整備等1事業(1施設)あたりの補助基準単価

(単位:円)

事業（施設）の種類				都市部・標準の別	補助基準額
障害福祉サービス事業所					
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援		本体（日中活動部分）	利用定員 20人以下	都市部	67,800,000
				標準	64,500,000
			利用定員 21人～40人	都市部	136,600,000
				標準	130,200,000
			利用定員 41人～60人	都市部	228,400,000
				標準	217,500,000
		就労・訓練事業等整備加算		都市部	52,200,000
			標準	49,800,000	
		短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,500,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援備加算		都市部	11,600,000	
		標準	11,100,000		
	居宅介護整備加算		都市部	7,800,000	
		標準	7,470,000		
	避難スペース整備加算		都市部	45,300,000	
		標準	43,200,000		
共同生活援助	本体工事費（創設）	利用定員4人～10人	都市部	32,100,000	
			標準	30,600,000	
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000	
		標準	13,500,000		
	エレベーター等設置整備加算		都市部	2,550,000	
		標準	2,430,000		
	避難スペース整備加算		都市部	45,300,000	
		標準	43,200,000		
障害者支援施設および障害福祉サービス事業所		本体工事費	大規模修繕	大規模修繕について、予算の範囲内において知事が必要と認めた額とする。ただし、対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

なお、都市部要件は、10万人以上規模の市町であって、概ね1000人/k㎡の人口密度であることとする。

2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(2) スプリンクラー設備工事費

(単位：円)

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の平屋建	消火ポンプユニット加算
基準単価（1㎡当たり）	26,300	50,300	3,090,000

(3) 避難スペース整備

(単位：円)

	初度設備相当併設無し	初度設備相当併設有り
基準単価（防災拠点型地域交流スペース）	43,300,000	47,930,000